

京都市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年6月20日

京都市教育委員会  
委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第1号

京都市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会公印規則の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「保管補助者」の右に「(以下「保管者等」という。)」を加え、同項第2号中「保管者又は保管補助者」を「保管者等」に改め、「照合し」の右に「, 押印を適当と認めた時は」を加え、「押印し, 又は公印使用者に押印させるものとする」を「押印しなければならない」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 前号の規定にかかわらず、教育委員会事務局総務部総務課長(以下「総務課長」という。)がやむを得ないと認めるときは、保管者等は、保管者が指定する場所において保管者等の視認の下に、公印使用者に押印させることができる。

第7条第2項中「教育委員会事務局総務部総務課長(以下「」及び「」という。)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)